

ないえ会 会報 No.19

2016年8月10日

- 知的障がい者の権利擁護と虐待防止：櫻田法子
- ないえ福祉会 Q & A：事務局



ポテトプロジェクト：小学生との値札作り

知的障がい者の権利擁護と虐待防止

障がい者支援施設ないえ 生活支援員 櫻田法子

2016年度第10回空知地区知的しょうがい福祉施設利用者家族会等連合会での研修会に参加し、北海道社会福祉事業団地域生活支援センターあーちの渡辺松伸氏による知的障がい者の権利擁護と虐待についての講演を聞かせていただきました。

講演では、障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援などに関する法律（障害者虐待防止法）の変遷、概要、虐待の種類、福祉施設従事者の責務などを教えていただきました。

障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

- 2000年 児童虐待の防止等に関する法律成立
- 2001年 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）成立
- 2005年 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律成立
- 2011年 障害者虐待防止法成立（2012年10月施行）
- 2012年 障害者総合支援法成立
障害者優先調達推進法成立
- 2013年 障害者差別解消法成立（2016年4月施行）
- 2014年 障害者権利条約を批准

講演会スライドから引用

平成26年度道内における障害者虐待対応に対する調査結果によると、虐待と判断した件数は養護者・施設従事者等・使用者（障がい者を雇用する事業主等）を合わせ108件となっていました。その中でも身体的虐待が65件と過半数を占めていました。

なぜこのように虐待が起こるのか、講義の中では虐待と認識しながら行為に及ぶ場合と虐待では無いとされている場合があるということでした。初めから虐待をしようとする者はおらず、自らの価値観の違い（こうあるべき）・しつげと云う名の暴力を正当化・怒りのコントロールが出来ないなどにより虐待になる事があるのです。

私たち施設従事者の責務として障がい者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、虐待の早期発見に努めなければなりません。それには利用者の方の権利擁護の視点に立つ事や不適切な行為に対して先輩・後輩、上司・

部下関係なく指摘しあえる職場の環境が重要になってくるとのことでした。

虐待の5つの類型

1. 身体的虐待：身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行、又は正当な理由のない拘束。
 - 具体例：平手打ち、殴る、蹴る、火傷をさせる等
 - ★ 身体拘束（切迫性・非代替性・一時性の3要件時のみに限られる）
2. 心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言、拒絶的な対応、著しい心的外傷を与える行動
 - 具体例：侮辱する言葉、子供扱い、意図的無視等
3. 放棄・放置：障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護すべき義務を怠る
 - 具体例：食事・水を与えない、入浴させない、排泄の介助をしない等
 - ★ セルフネグレクト（本人の食事拒否、医療・福祉サービスの拒否等本人の決定によるものでも、本人の状態を悪化せるものであれば擁護者の虐待）
4. 性的虐待：障がい者のわいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること
 - 具体例：性交、性的行為の強要、わいせつな話
5. 経済的虐待：障がい者の財産を不当に処分する。障がい者から不当に財産上の利益を得る
 - 具体例：年金賃金を渡さない、同意なしに財産を運用・処分する等
 - ☆ 対策として、成年後見制度の活用等

講演会スライドから引用

この研修で権利擁護と虐待防止についての法律など様々なことを学ばせて頂いた中で感じた事は、虐待に関する法律や防止策・類型について知識として必要ですが、それ以上に利用者の方にとって何が幸せなのか日々考えながら支援する事の大切さ、保護者や職員とのコミュニケーションにより培われるものが重要であることです。そのことを念頭にこれからも利用者の方と生活していきたいと思いました。

ないえ福祉会 Q & A (4) 生活介護について

Q1 ～生活介護の利用者は、8月1日で何人ですか？

A1 ～現在、男子 24 名/女子 21 名、老若男女、合計 45 名の皆さんがにぎやかに利用しています。

Q2 ～生活介護の利用者は何歳から何歳までですか？

A2 ～今年、成人式を迎えたばかりの元気な 20 歳から、まだまだ元気な 80 歳までで、平均年齢は、46 歳です！若そうに見えても、年には勝てない事もちらほら・・・でも、気持ちの上では、まだまだみんな若いのです！

Q3 ～日中の活動内容はどんなことをしていますか？

A3 ～午前中は主に健康活動として散歩を行っています。天候が良ければ施設の外へ出て 2.2km を歩いています。高齢の方や体力的に難しい方は短い距離の散歩です。

午後は主に作業で、年間を通して新聞やチラシを畳む、リサイクル作業や企業から委託を受けて、月に 2～3 回程度、観光地のお土産用お菓子の箱詰め作業も行っています。春から秋にかけての畑作業では、トラ豆等の菜豆、枝豆やとうきびや芋を栽培し、冬季は菜豆の選別などの作業（写真 1）もしています。



作業棟ゆこむでの豆のカラ取り選別作業

年々高齢化が進んでくる中、高齢者向けの活動に変えていかなければならないのが今の 1 番の課題です。

入所の利用者さんは、月・水・金曜日の午後から入浴で、その間通所の利用者さんは、通所活動としてちぎり絵や塗り絵などの創作活動を行ったり、当日の通所担当職員のアイデアしだいで活動がレクリエーションにも変わったりします。

Q4 ～施設入所は、現在、満員ですか？

A4 ～定員は、男性 22 名、女性 18 名ですが、現在は女性 1 名のみ空きがあります。入所の利用者さんと仲良く生活してみたい方をお待ちしています！

Q5 ～地域や町内の学校との交流はありますか？

A5 ～町内の小学生と「ポテトプロジェクト」として、

春にイモの植付（写真 2）、案山子作り、夏の収穫、値札作り、そして試食と一連の交流活動を 6 年間続けています。これらの作業を通じて利用者と小学生の距離が近くなったと思います。



5月に行う小学生との芋植え

Q6 ～利用者が落ち着ける部屋ありますか？

A6 ～作業棟には、「スヌーズレンルーム」があり、気持ちが落ち着けるような音楽を聴いたり、風を感じたり、柔らかい光を感じられる空間（写真 3）をつくり、利用者さんと職員が同じ空間を共有できる環境も作っています。



スヌーズレンルームの天井・壁面に映し出される映像

Q7 ～施設入所の利用料はいくらぐらいですか？

A7 ～現在補足給付があるので 1 カ月あたり 40,000 ～ 45,000 円程度です。その他お小遣い・嗜好品などの費用が必要となります。

Q8 ～支援の仕事でうれしかった事を教えてください。

A8 ～利用者さんが「笑顔」を見せてくれた時です。生活介護の方達は、コミュニケーションをとる事が難しい人も多く、日々試行錯誤していますが、行事や外出、日常一緒に過ごす中などで、自分を頼ってくれた時や利用者さんとの意思疎通が取れて気持ちが理解しあえた時などはとってもうれしいです。

編集後記

今月初め、相模原市の知的障がい者入所施設で本当に恐ろしい事件がありました。人間誰でも、何時かは、必ず障がいをもちます。それが数分で終わる人もいますが、数年間重い障がいをもつ人もいます。障がい者が大切にされる社会はすべての人が大切にされる社会だと思います。会員の皆様からのご意見などお寄せ願います。